

第3回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和5年9月5日(火)午後1時30分より、第3回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について

第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

(出席委員)

1番 北浦 荘平	2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄
5番 山崎 省吾	6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	8番 中西 秀友
9番 辻 四一郎	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央
14番 寺川 勝之			

(欠席委員)

10番 吉田 利一

(農地利用最適化推進委員)

村田 昇造 水谷 修

(事務局)

澤田 局長 奥田 次長 清水(囑託) 村田(囑託) 岸本(囑託)

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	<p>本定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日の定例総会に吉田会長から欠席の届がなされております。また、佐原委員から少し遅れるとの連絡をいただいております。</p> <p>本日の定例総会は農業委員定数 1 4 名の内、現時点における出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、田中推進委員、北村推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>本日は、会長が欠席のため、議事進行につきまして、農業委員会等に関する法律第 5 条第 5 項の規定に基づき、社会長職務代理者をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、ただ今から、第 3 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、山崎委員、井内委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>今回、現地調査については、井内委員と中西委員に予定いただいておりますが、結果的に必要な案件が無かったため実施しておりません。</p> <p>それでは、「第 1 号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第 1 号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について」をご説明申し上げます。</p> <p>農地利用最適化推進委員の田中康隆氏から正式に辞任願いが提出されましたので、農業委員会の承認を求めますのでございます。</p> <p>農業委員会等に関する法律第 2 3 条では、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」とされており、本日、承認をいただきましたら、本日をもって辞任ということになります。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
中西委員	<p>半年ほどやってみてから辞めるならまだ話も分かるんですが、このような場合でも報酬は渡さないといけないんですね。</p>

局 長	報酬についてですが、在任期間中は月額報酬となっておりますので、先月分は月額でお渡しすることになります。今のご意見はもっともだと思いますが、ご本人いわく、後になればなるほど迷惑をかけることになると思うので、どうしてもすぐに辞めたいとのことでした。大分慰留には努めたのですが、最終的にはこのようなご意向となりました。
議 長	まだ業務としては何もやっておりません。何をやるかちゃんと分かっていない段階だと思いますが、研修が相当厳しく感じたのでしょうか。2、3か月やるだけやってみても良いのではと思います。
中西委員	業務をやらずに辞任するというのが気になります。
藤井委員	一身上の都合というのは、正当な事由になるのでしょうか。
局 長	それを農業委員会でご判断いただくということになります。しかし、現実問題として、ここで承認されなければ職務としてはずっと続けていっていただくということになりますが、出席や活動の見込みがない中で報酬はずっとお支払いし続けなければならないということと、実質的に欠員になってしまう中で、皆様のご負担も増えていくということもあります。ですので、これが本当に理解できる理由かと言われると少し疑問は残りますが、受けざるを得ないのではないかと私は思っております。
中西委員	はっきり言って、他の3人に1人の業務が全部行ってしまうので、これから大変なことになると思いますし、早いこと次を探さないといけないと思います。今回の件を受けて榎島地域の委員で話し合いました。一応、西目川の長には近々話をさせてもらおうと思います。
小島委員	一身上の都合と聞くと、それ以上はもうどうしようもないんじゃないかなと思います。地元の委員さんがそれで納得されているなら、承認して、榎島地域で新しく探してもらうということで宜しいかと思えます。
今村委員	これから仕事してもらえないということなら、報酬を支払っていくのは難しいですね。
議 長	他にご意見等はございませんか。

	<p>異議なしの声</p>
議長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地利用最適化推進委員の辞任について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。</p>
局長	<p>それでは「第1号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、まず、別添の地図をご覧ください。地図上は農地転用の対象となる部分を網掛けしておりますが、実際は南側の府道黄檗停車場線に面した駐車場までが開発区域となり、分譲住宅33戸分を整備する計画となっております。</p> <p>境界沿いにコンクリート擁壁等を設置して土砂の流出を防止、雨水は新設道路内の側溝を経由し、既存水路に排水されます。</p> <p>なお、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。</p>
中西委員	<p>当該地にはどこから入るんですか。</p>
局長	<p>を渡って府道黄檗停車場線から駐車場を越えて、既存の住宅を潰して、南側から進入されます。</p>
中西委員	<p>裏からは入れませんし、現場はすごい段差がありますよね。</p>
局長	<p>黄檗停車場線から北に向かって入る道と、農地内を横断する道路ができまして、当該地に関する部分だけですが西側の道が拡幅されます。ただ、接続道路は細いままになります。</p>
中西委員	<p>地図で見ると、南側の駐車場と書かれた部分をまっすぐ通って入られるということですね。</p>

局 長	そうです。
中西委員	この届は相続して出されたんですか。
局 長	現所有者は平成25年11月に相続されています。
議 長	他にご意見等はありませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。

(午後1時45分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____